

(四)

の実勢に当らせること。

六、(四) 岩内氏が同盟会計代理とする事と、互記各支部が開設合司の織合と組織する二とを承認すること。

三、鈴木製紙支部、兼重製鋼支部、日本電線支部、

尼ヶ崎労働組合、北播磨労働組合、兵庫縣聯合会に加盟する事と認定す。

四、高砂工友会の萩本哲郎氏家事部會上中央委員会に承認し後件決定を高砂工友会に一括する二と。

議事録

一、組合同盟會計制度改革に関する件

第一項未事とり本案の主旨全般の概要について説明され、本案の概要は

1. 会費の徵収

一、從來組合の会費は各支部より各組合本部へ徵収してあるが各支部は会ヒ中から支部に残す分を除いて他を組合本部に送り組合本部は二つの中から同額だけを同額半部に送つて、この徵収方法を改めて各支部に送付する事例の在成りを開示せよ。

に納入する事とする。

1. 即ち各組合本部(例へば開東会、高砂工友会等)の会計は会ヒを徵収して大を同盟本部会計に全部そのまゝに納入する
2. 組合本部は各支部に残す分を除いて他を組合本部に送り組合本部は同時に本領收証を支部宛に送る、同様半部は各組合に対して統一的領收証を作製して使用せしめて統一とし、
3. 会計報告は毎号機紙上に公表する事と

2. 組合と同盟との賤政關係

1. 本案の実施に當つては各組合從來の賤政以懸念に運動し実際を考慮して一般的標準となるべき「標準賤政基準」を作製することと
2. 各組合は毎月一定日までに組合の活動に応じて組合予算を作製し、同組合本部に請求すること。
3. 同盟本部には賤政委員会を設置し執行委員会指導の下に各組合提出の予算を審議して組合に対する支度を決定し同盟全般の賤政的統制を期す。

3. 同盟賤政委員会の組織

1. 賤政委員会は同盟会計監記、同賤政委員会若不盡(實力五名)を置く事と當る
2. 賤政委員は同盟中央委員会に於て選任す。賤政委員長は同盟会計監記の組織す。
3. 賤政委員は同盟中央委員会に於て選任す。賤政委員長は同盟会計監記には種々不都合を悉く手續会計へは革技工関西の各組合の特徴の事務を參照して除外を置くことを承認し左の決議とした。